

令和4年 第2回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和4年11月8日 開会

令和4年11月8日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

議案第6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第2号）

議案第7号 令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益、積立金の処分及び決算の認定について

（以上 11月8日 提出）

令和4年第2回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和4年11月8日 午後4時 開議

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

第3 議席の指定

第4 副議長の選挙

第5 会議録署名議員の指名

第6 会期の決定

第7 諸般の報告

第8 議案審議

議案第 6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第2号）

議案第 7号 令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 8号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益、積立金の処分
及び決算の認定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	弘前市副市長	出崎和夫	議員	6番	藤崎町長	平田博幸	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員

《欠席議員》（2名）

5番	青森市長	小野寺晃彦	議員	8番	板柳町長	成田誠	議員
----	------	-------	----	----	------	-----	----

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	長尾忠行	監査委員	台丸谷績
副企業長	倉光弘昭		
事務局長	千葉亨	西北事業部長	加藤武彦
津軽浄水課長	京野直文	西北総務課長	小田桐勇人
津軽工務課長	藤田守正	西北工務課長	小林良太

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	笹広人	書記	津軽総務課長補佐	鳴海淳
-----	--------	-----	----	----------	-----

職務のため出席した事務局職員

津軽浄水課長補佐	清野真人	西北総務課長補佐	中野雅仁
津軽工務課長補佐	盛吉明		
津軽総務課総務係長	成田和正		

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ ———
午後 4 時00分 開会

○書記長（笹総務課長） それでは開会の前に、私は、企業団議会事務局の書記長で津軽事業部総務課長の笹と申します。

ご承知のように、当企業団の議員の任期は、規約によりまして関係市町村の長又は副市長の任期となっております。

これまで議長でありました高樋黒石市長の任期が7月17日で満了したため、現在、議長は不在となっております。

また、副議長でありました相川鶴田町長の任期が8月20日で満了したため、現在、副議長も不在となっております。

このため、議長の職務を行う者がおりませんので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、田舎館村長 鈴木孝雄議員が年長の議員でありますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

（鈴木孝雄議員 議長席へ移動）

○臨時議長（鈴木孝雄議員） ただいま紹介されました鈴木でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

ご協力のほど、よろしく願いいたします。

これより、令和4年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

5月の議会臨時会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介いたします。

本年6月、五所川原市長に再選されました佐々木孝昌氏が議員に再任されました。

○佐々木議員 佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（鈴木孝雄議員） 続きまして、本年7月、黒石市長に再選されました高樋憲氏が議員に再任されました。

○高樋議員 よろしく願いします。

○臨時議長（鈴木孝雄議員） 続きまして、本年8月、鶴田町長に再選されました相川正光氏が議員に再任されました。

○相川議員 引き続きよろしくお願ひします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○臨時議長（鈴木孝雄議員）

ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○臨時議長（鈴木孝雄議員） 日程第1、臨時議長において、議事の進行上「仮議席の指定」を行います。

2番に高樋憲議員、3番に佐々木孝昌議員、9番に相川正光議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○臨時議長（鈴木孝雄議員） 日程第2、これより「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（鈴木孝雄議員） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（鈴木孝雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

津軽広域水道企業団議会議長には、黒石市長高樋憲議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました、高樋議員を津軽広域水道企業団議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（鈴木孝雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、高樋議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、高樋議員に対して、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました高樋議員からご挨拶があります。

○高樋憲議員 ただいま議長の職をご推薦いただきまして誠にありがとうございました。今後更に皆様方のご協力を仰ぎながら円滑な進行に努めてまいりますので今後ともご支援のほどをよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木孝雄議員） ありがとうございます。

これを持ちまして、私の職務は無事に終了いたしました。

皆様にご協力を頂きまして、ありがとうございました。

（臨時議長、席を移動）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○書記長（笹総務課長） 新議長、議長席にお着き願います。

（新議長、席を移動）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） ただいまより、議長としての職務を行なわせていただきます。よろしくお願いいたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第3、「議席の指定」を行います。

今回改選のありました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、2番に高樋憲議員、3番に佐々木孝昌議員、9番に相川正光議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第4、先ほど書記長から説明があったとおり、現在副議長が欠員となっておりますので、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長には、鶴田町長相川正光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、相川正光議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、相川議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、相川議員に対しまして、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、相川議員から、ご挨拶があります。

○相川正光議員 ただいま副議長に選任されました相川正光でございます。ありがとうございます。議長の補佐役として頑張っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(高樋憲議員) ありがとうございます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

10番今正行議員、1番出崎和夫議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 日程第6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（高樋憲議員） 日程第7「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（笹広人） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第6号から議案第8号の以上3件
- 一 企業長報告 報告第1号及び報告第2号の以上2件
- 一 監査報告 津広水監発第2号及び津広水監発第3号の以上2件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（高樋憲議員） 日程第8、議案第6号から議案第8号までの以上3件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和4年第2回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第6号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。

内容は、津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、事務処理上、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。

議案第7号は、令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）であります。

内容は、第1章 津軽事業部水道用水供給事業の当初予算第5条に定めた債務負担行為に水力発電設備修繕工事、仮設活性炭注入機電気設備修繕工事を追加するものであります。

また、第2章 西北事業部水道事業の当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出第1款第1項営業費用と第2項営業外費用の予定額を増額し、第3項の特別損失の予定額を減額するものであります。

議案第8号は、令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益、積立金の処分及び決算の認定についてであります。

初めに、地方公営企業法第32条第2項に基づく令和3年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、2億8,230万1,285円を資本金に組み入れし、6億5,901万6,238円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

また、地方公営企業法施行令第24条第2項に基づく令和3年度の積立金の処分につい

て、西北事業部水道事業においては、5,075万1,473円を減債積立金から繰入れし、4億8,015万314円を利益積立金から繰入れし、残額の3億2,135万2,504円は繰越欠損金として処理するものであります。

続きまして、令和3年度決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。

用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2,358万8,861立方メートルで、前年度との比較では、229万840立方メートル、10.76パーセントの増となっております。

これは、西北事業部へ新たに用水供給を行ったためであります。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額25億8,232万69円に対し、支出決算額は、19億1,189万5,310円となっており、消費税抜き後の額で、6億5,901万6,238円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額4,326万円に対し、支出決算額は、6億4,467万758円となっており、収支差し引きの不足額6億141万758円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

令和3年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は1万3,667戸、給水人口は2万8,304人で、これに対する有収水量は266万7,340立方メートルで、前年度との比較では、0.05パーセントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額12億50万7,511円に対し、支出決算額は、20億469万7,341円となっており、消費税抜き後の額で、8億5,225万4,291円の当年度純損失が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額11億5,396万396円に対し、支出決算額は、16億978万7,333円となっており、収支差し引きの不足額4億5,582万6,937円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○副企業長（倉光弘昭） 議長、副企業長。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案うち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る10月24日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第6号「専決処分の報告及び承認について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第6号について補足説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和など、津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、事務処理上急を要したため専決処分したものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第7号「令和4年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第7号について補足説明を申し上げます。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業会計についてご説明いたします。

補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条債務負担行為につきましては、予算第1章第5条で定めた債務負担行為に「水力発電設備修繕工事」と「仮設活性炭注入機電気設備修繕工事」を追加するものであります。

「水力発電設備修繕工事」は、点検整備の結果、補修箇所が増えたことなどから、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を5,142万5,000円とするものであります。

「仮設活性炭注入機電気設備修繕工事」は、世界規模の半導体不足により機器調達に1年程度の時間を要することから、期間を令和4年度から令和6年度までとし、限度額を530万2,000円としたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○西北事業部長（加藤武彦） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（加藤武彦） 私からは第2章西北事業部水道事業会計についてご説明いたします。

補正予算書の2頁をお開き願います。

第2条収益的収入及び支出につきましては、予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、支出の第1項営業費用を341万円増額、第2項営業外費用を102万6,000円増額、第3項特別損失を1,469万1,000円減額し、補正予定額の計1,025万5,000円の減額となり、第1款水道事業費用の総額を14億5,919万8,000円に改めようとするものであります。

内容につきましては営業費用の増額は、「経営戦略改定業務」に係る委託料であります。

営業外費用の増額は、今回の補正予算に伴う「消費税及び地方消費税納付額」であります。

特別損失の減額について一つは、8月の大雨に伴う災害復旧関連業務を優先的対応

とした県の要請に応じて「木造取水塔撤去設計業務委託」2,000万円を次年度とするため減額するものです。

もう一つは、用水受水のため新設された配水施設等に係る回線利用料が西北事業部に請求されていなかったという事案が判明したため、過年度損益修正損530万9,000円を新たに計上するものです。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号「令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益、積立金の処分及び決算の認定について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。

○事務局長（千葉亨） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第8号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益の処分及び地方公営企業法施行令第24条第2項の規定に基づく積立金の処分について議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。

私からは、第1章 津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております「令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書」の7頁をお開き願います。

令和3年度末の未処分利益剰余金9億4,131万7,523円のうち、令和2年度の純利益から、減債積立金として使用した2億8,230万1,285円を資本金に組み入れしようとす

るものであります。

また、令和3年度の純利益である6億5,901万6,238円は、企業債の償還にあてるため、減債積立金に積み立てするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁・2頁にお戻りください。

初めに、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

上の表の収入の第1款用水供給事業収益は、決算額25億8,232万69円となり、予算額に比べ2,255万4,069円の増となりました。

このうち、第1項営業収益は、決算額22億4,687万163円となり、予算額に比べ835万5,163円の増となりました。これは、予算に比べて供給水量が372,861m³の増となったためであります。

第2項営業外収益は、決算額3億3,544万9,906円となり、予算額に比べ1,419万8,906円の増となりました。

これは、電力売却収入や長期前受金戻入が予算額に比べ1,124万3,977円の増となったことなどによるものであります。

次に下の表の支出についてご説明申し上げます。

第1款用水供給事業費用は、決算額19億1,189万5,310円となり、不用額は1億6,166万4,690円となりました。

このうち、第1項の営業費用は、決算額17億4,586万8,252円となり、翌年度繰越額3,322万円を除いた不用額は、1億6,166万4,690円となりました。

不用額の主なものは、異臭味対策として計上した薬品費、委託料などであります。

第2項の営業外費用は、支払利息、消費税の納付などで決算額1億6,602万7,058円となりました。

決算書の5頁損益計算書をお開き願います。

下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、6億5,901万6,238円となっております。

決算書の3頁・4頁にお戻りください。

資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

まず、上の表の収入の第1款資本的収入は、決算額4,326万円となり、予算額に比べ2億574万円の減となりました。

このうち、第1項の企業債は、決算額3,800万円となり、予算額に比べ1,100万円の減となりました。

第2項の投資有価証券売却収入は、決算額526万円となり、予算額に比べ1億9,474万円の減となりました。

次に、下の表の支出の第1款資本的支出は、決算額6億4,467万758円となり、不用額は2,741万2,665円となりました。

このうち、第1項建設改良費は、決算額1億6,245万9,473円となり、翌年度繰越額3億2,068万円を除いた不用額は、2,732万1,950円となりました。

不用額の主なものは、工事請負費及び負担金などであります。

なお、翌年度への繰越内容につきましては、企業長報告第1号の「予算繰越計算書」をご参照くださるようお願いいたします。

第2項投資有価証券は、決算額1億9,991万円となり、不用額は9万円となりました。

第3項企業債償還金は、決算額2億8,230万1,285円となり、不用額は715円となりました。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億141万758円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,138万6,021円、減債積立金2億8,230万1,285円及び過年度分損益勘定留保資金3億772万3,452円をもって補てんしております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○西北事業部長（加藤武彦） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（加藤武彦） 私からは第2章西北事業部水道事業会計について補足説明いたします。

初めに、積立金の処分についてであります。

決算書の34頁をお開き願います。

令和3年度の欠損金の処理についてであります。表の右端に記載している「未処理欠損金」の欄をご覧ください。

当年度未処理欠損金8億5,225万4,291円について、「減債積立金」から5,075万1,473円を繰入、「利益積立金」から4億8,015万314円を繰入、「処分後残高」3億2,135万2,504円を「繰越欠損金」とするものであります。

続きまして、決算についてご説明いたしますので28頁にお戻りください。

初めに、「(1) 収益的収入及び支出」についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が12億50万7,511円となり、予算額に比べ、641万8,489円の減となりました。

減となった主なものは、消費税及び地方消費税還付金であります。

次に支出についてご説明いたします。

第1款水道事業費用は、決算額が20億469万7,341円となり、不用額は4,400万3,659円となりました。

不用額の主なものは、委託料・通信運搬費であります。

続きまして、「(2) 資本的収入及び支出」についてご説明いたしますので、30頁をご覧ください。

収入の第1款資本的収入は、決算額が11億5,396万396円となり、予算額に比べ、2億3,384万604円の減となりました。

減となった主なものは、翌年度繰越分の充当財源である第1項企業債及び、第2項国庫補助金であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額が16億978万7,333円となり、不用額は、6,371万4,667円となりました。

不用額の主なものは、施設費の委託料、営業設備費の量水器購入費であります。

これにより、表の下に記載しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5,582万6,937円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,638万4,086円及び、過年度分損益勘定留保資金4億944万2,851円をもって補てんしております。

続きまして、事業内容の報告をいたします。

37頁をお開き願います。

「アの給水の状況」ですが、令和3年度末の給水戸数は、1万3,667戸、給水人口は、2万8,304人で、普及率は87.27%となっております。

有収水量は、266万7,340m³で、有収率は79.84%となっております。

次に、「イの建設事業の状況」ですが、「(ア)の水道施設 建設事業」では、事業費8億3,636万1,208円をもって、つがる市に22.9mの送水管と9,430.4mの配水管を布設したほか、筒木坂配水池等の整備工事や市浦配水場等の電気配管設備工事を行いました。

「(イ)の水道施設 改良事業」では、事業費4億4,355万9,150円をもって、つがる市に2,859m、五所川原市に864.8mの配水管を布設替えいたしました。

最後に、「ウの経営収支の状況」ですが、収益的収支では、税抜きの収入総額11億413万3,452円に対し、支出総額は、19億5,638万7,743円となり、収支差し引きで、8億5,225万4,291円の「当年度純損失」が生じました。

以上で、説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、原案のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和4年第2回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度補正予算、令和3年度決算の認定など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

日に日に寒くなってまいりました。新型コロナウイルス第8波とともにインフルエンザの流行も懸念されております。

議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますよう祈念申し上げます、閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和4年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 今 正 行

(つがる市副市長)

署名議員 出 崎 和 夫

(弘前市副市長)
